

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和7年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和147番 5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）
法第八条の三第二項 第八条第一項の許可（同条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

別紙のとおり

II 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

- 目次
- 1 受け入れた廃棄物の種類及び量
 - 2 埋立した廃棄物の種類及び量
 - 3 最終処分場維持管理状況
 - 4 最終処分場残余容量の測定
 - 5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（下流）
 - (2) 地下水観測井（上流）
 - (3) 放流水採取口

1 受け入れた廃棄物の種類及び量

単位 : kg

項 目			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計	
家 庭 資 源 ご み	可 燃 ご み ①	収集ごみ	66,430	68,450	69,020	74,160									278,060	
		搬入ごみ	17,320	23,580	19,880	14,630									75,410	
		小 計	83,750	92,030	88,900	88,790	0	0	0	0	0	0	0	0	353,470	
	不 燃 ご み ②	収集ごみ	6,020	6,290	5,920	5,150									23,380	
		搬入ごみ	15,140	24,900	12,870	11,750									64,660	
		小 計	21,160	31,190	18,790	16,900	0	0	0	0	0	0	0	0	88,040	
	粗大ごみ③		190	570	650	230									1,640	
	古 紙 類 ④	ダンボール	23,900	24,180	13,940	28,560										90,580
		新 聞	8,020	0	7,680	6,280										21,980
		雑 誌	11,540	5,940	5,640	5,660										28,780
紙パック		314	0	0	0										314	
ガラス類⑤	小 計	43,774	30,120	27,260	40,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141,654	
	無色びん	0	0	0	0										0	
	茶色びん	0	0	0	11,740										11,740	
	その他びん	0	10,750	0	0										10,750	
金 属 類 ⑥	小 計	0	10,750	0	11,740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,490	
	スチール缶	0	0	0	1,890										1,890	
	アルミ缶	0	0	0	5,340										5,340	
	金属スクラップ	4,420	8,468	8,180	4,500										25,568	
プ ラ ス チ ッ ク 類 ⑦	小 計	4,420	8,468	8,180	11,730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,798	
	ベ ッ ト ボ ー ト ル	0	0	6,690	0										6,690	
	発泡スチロール	0	0	0	0										0	
	その他	1,780	7,020	1,710	7,010										17,520	
事 業 系 ご み	布 類 ⑧	小 計	1,780	7,020	8,400	7,010	0	0	0	0	0	0	0	0	24,210	
		布 類 ⑧	278	0	187	186										651
		使用済小型家電⑨	0	0	0	0										0
		乾電池	0	0	0	0										0
	有 害 ご み ⑩	蛍光管	0	0	0	0										0
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (④～⑩) ⑪		50,252	56,358	44,027	71,166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221,803
	合計 (①+②+③+⑪) ⑫		155,352	180,148	152,367	177,086	0	0	0	0	0	0	0	0	0	664,953
	累 計		155,352	335,500	487,867	664,953	664,953	664,953	664,953	664,953	664,953	664,953	664,953	664,953	664,953	
	事 業 系 累 計	可 燃 ご み	55,850	62,030	65,900	72,090										255,870
不 燃 ご み		21,720	21,120	11,690	7,990										62,520	
合 計 ⑬		77,570	83,150	77,590	80,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	318,390	
累 計		77,570	160,720	238,310	318,390	318,390	318,390	318,390	318,390	318,390	318,390	318,390	318,390	318,390		
総 合 計 (⑫+⑬)		232,922	263,298	229,957	257,166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	983,343	
累 計		232,922	496,220	726,177	983,343	983,343	983,343	983,343	983,343	983,343	983,343	983,343	983,343	983,343		

2 埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
不燃ごみ	21,170	36,910	13,850	12,520									84,450

3 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく維持管理

維持管理の状況		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	関係法令
擁壁等	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日									第1条第2項 第7号
	異常の有無	無	無	無	無									
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
遮水工	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日									第1条第2項 第9号
	異常の有無	無	無	無	無									
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
調整池	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日									第1条第2項 第13号
	異常の有無	無	無	無	無									
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日									第1条第2項 第14号口
	異常の有無	無	無	無	無									
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													
浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の防凍措置	点検日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日									第1条第2項 第14号の2
	異常の有無	無	無	無	無									
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

4 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく残余容量の測定

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量	関係法令
残余容量	年1回					第1条第2項第19号

5 最終処分場周辺の地下水、浸出水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井(下流)

採水場所: 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日								
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日								
塩化物イオン	5	5	6	6								
電気伝導率	9.2	8.2	8.7	8.7								
異常の有無	無	無	無	無								
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号口及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日		トリクロロエチレン	< 0.001		チウラム	< 0.0006	
結果の得られた日	6月5日		テトラクロロエチレン	< 0.001		シマジン	< 0.0003	
アルキル水銀	ND(<0.0005)		ジクロロメタン	< 0.002		チオベンカルブ	< 0.002	
総水銀	< 0.0005		四塩化炭素	< 0.0002		ベンゼン	< 0.001	
カドミウム	< 0.0003		1,2-ジクロロエタン	< 0.0004		セレン	< 0.001	
鉛	< 0.001		1,1-ジクロロエチレン	< 0.01		1,4-ジオキサン	< 0.005	
六価クロム	< 0.005		1,2-ジクロロエチレン	< 0.004		塩化ビニルモノマー	< 0.0002	
砒素	< 0.002		1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001		異常の有無	無	
全シアン	ND(<0.1)		1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006		必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)		1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002		講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内容	項 目	内容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	ダイオキシン類	0.30	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月18日	異常の有無	無	講じた措置の内容		

(2) 地下水観測井 (上流)

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日								
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日								
塩化物イオン	5	5	6	5								
電気伝導率	8.5	8.3	8.5	8.3								
異常の有無	無	無	無	無								
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日		トリクロロエチレン	< 0.001		チウラム	< 0.0006	
結果の得られた日	6月5日		テトラクロロエチレン	< 0.001		シマジン	< 0.0003	
アルキル水銀	ND(<0.0005)		ジクロロメタン	< 0.002		チオベンカルブ	< 0.002	
総水銀	< 0.0005		四塩化炭素	< 0.0002		ベンゼン	< 0.001	
カドミウム	< 0.0003		1,2-ジクロロエタン	< 0.0004		セレン	< 0.001	
鉛	< 0.001		1,1-ジクロロエチレン	< 0.01		1,4-ジオキサン	< 0.005	
六価クロム	< 0.005		1,2-ジクロロエチレン	< 0.004		塩化ビニルモノマー	< 0.0002	
砒素	< 0.002		1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001		異常の有無	無	
全シアン	ND(<0.1)		1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006		必要な措置を講じた日		
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)		1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002		講じた措置の内容		

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内 容	項 目	内 容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	ダイオキシン類	0.240	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月18日	異常の有無	無	講じた措置の内容		

(3) 放流水採取口

採水場所： 弟子屈町字美留和147番5

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ハ及び第1条第2項第11号

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日								
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日								
水素イオン濃度（水素指数）	7.7	7.9	7.9	7.9								
生物化学的酸素要求量	< 0.5	1.1	< 0.5	< 0.5								
化学的酸素要求量	5.6	6.0	6.2	6.1								
浮遊物質	1	1	1	< 1								
窒素含有量	4.4	3.5	4.0	4.1								
異常の有無	無	無	無	無								
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年2回検査その1

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日		1,2-ジクロロエタン	< 0.004		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	< 0.5	
結果の得られた日	6月5日		1,1-ジクロロエチレン	< 0.02		フェノール類含有量	< 0.1	
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)		シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.04		銅含有量	< 0.01	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005		1,1,1-トリクロロエタン	< 0.03		亜鉛含有量	< 0.01	
カドミウム及びその化合物	< 0.003		1,1,2-トリクロロエタン	< 0.006		溶解性鉄含有量	< 0.3	
鉛及びその化合物	< 0.001		1,3-ジクロロプロペン	< 0.002		溶解性マンガン含有量	< 0.1	
有機燐化合物	< 0.1		チウラム	< 0.006		クロム含有量	< 0.005	
六価クロム化合物	< 0.005		シマジン	< 0.003		大腸菌群数	0	
砒（ひ）素及びその化合物	< 0.01		チオベンカルブ	< 0.02		燐含有量	1.2	
シアン化合物	< 0.1		ベンゼン	< 0.01		1,4-ジオキサン	< 0.05	
ポリ塩化ビフェニル	< 0.0005		セレン及びその化合物	< 0.01		異常の有無	無	
トリクロロエチレン	< 0.01		ほう素及びその化合物	0.35		必要な措置を講じた日		
テトラクロロエチレン	< 0.01		ふっ素及びその化合物	< 0.08		講じた措置の内容		
ジクロロメタン	< 0.02		アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	4.8				
四塩化炭素	< 0.002		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	< 0.5				

③ 年2回検査その2

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

項 目	内 容	項 目	内 容	項 目	1回目	2回目
採取した日	5月14日	ダイオキシン類	0.0001	必要な措置を講じた日		
結果の得られた日	6月18日	異常の有無	無	講じた措置の内容		